（注１）金融商品の時価の算定方法に関する事項

①現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

②林道割賦売掛金、③農用地整備割賦売掛金

これらの時価は、一定の期間毎に区分した債権毎に債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっております。

④短期借入金、⑥長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

⑤森林総合研究所債券

当法人が発行した債券の時価は、市場価格によっております。

（固定資産の減損関係）

⑴　減損の兆候が認められた固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

（単位：円）

	種　　類	場　　所	帳簿価額	用　　途
①	水源林	北海道空知郡南富良野町他１契約地	59,076,541	水源涵養等公益的機能の発揮
		茨城県久慈郡大子町	10,232,633	〃
		三重県津市	5,247,810	〃
		兵庫県神崎郡新河町	1,389,146	〃
		高知県香美市	15,367,380	〃
		熊本県人吉市　他１契約地	16,663,760	〃
②	水源林	北海道空知郡南富良野町	1,747,605	〃
		茨城県久慈郡大子町	2,720,472	〃
		岐阜県美濃市	3,526,690	〃
		兵庫県神崎郡新河町	2,253,552	〃
		高知県香美市	3,904,688	〃
		熊本県人吉市	7,051,532	〃

⑵　認められた減損の兆候の概要

①水源林については、契約相手方と主伐に伴う造林木の販売に関する協議・承諾を締結したため、今後当該資産の使用可能性（水源涵養等公益的機能の発揮）の著しい低下が見込まれると判断しています。

②水源林については、契約相手方と主伐に伴う造林木の販売に関する協議・承諾を締結し、今年度造林木売買契約も締結されたため、当該資産の法人自らが使用しないという決定を行っています。

⑶　減損を認識しない理由

①水源林については、契約相手方と主伐に伴う造林木の販売に関する協議・承諾を締結したが、現時点では、造林木売買契約が締結されていないため、売買契約が成立する（買受人からの物品引渡受領書が提出される）までの間は、当該資産がその使用目的に従った機能を有しているため、減損を認識していません。

⑷　減損を認識した固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

（単位：円）

	種　　類	場　　所	帳簿価額	用　　途
②	水源林	茨城県久慈郡大子町	2,720,472	水源涵養等公益的機能の発揮
		岐阜県美濃市	3,526,690	〃
		兵庫県神崎郡新河町	2,253,552	〃
		高知県香美市	3,904,688	〃
		熊本県人吉市	7,051,532	〃
③	建物	茨城県つくば市	2,416	木材特殊附属上家
④	構築物	熊本県熊本市	1,560,050	タワー
⑤	建物	岩手県岩手郡滝沢村	72,092	人工交雑温室
	建物附属設備	〃	19,001	給水設備、屋内外排水設備、電灯設備 冷暖房装置
⑥	建物	鳥取県八頭郡智頭町	2,034,900	雑屋建（スギカミキリ網室）
	建物附属設備	〃	313	照明装置
⑦	電話加入権	神奈川県川崎市	10,000	電話加入権

⑸　減損の認識に至った経緯

当該資産②については、契約相手方と主伐に伴う造林木の販売に関する協議・承諾を締結し、今年度造林木売買契約も締結された（買受人からの物品引渡受領書が提出された）ため、当該資産を法人自らが使用しないという決定を行い、当該決定を行った日の属する事業年度内における一定の日以後使用しないという決定であるので、減損を認識しています。

当該資産③～⑥については、木材特殊附属上家については平成22年５月18日以後、タワーについては平成22年11月24日以後、人工交雑温室については平成23年２月８日以後、スギカミキリ網室については平成22年10月19日以後それぞれ法人自らが使用しないという決定を行ったため、減損を認識しております。

なお、これらの資産については、処分（除却）を行っております。

当該資産⑦について、電話加入権のうち休止回線を法人自らが使用しないという決定を行ったため、減損を認識しております。